

議案第25号

南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和3年6月8日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、南風原町個人情報保護条例（平成13年南風原町条例第18号）を改正する必要があるため提案する。

南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例

南風原町個人情報保護条例（平成13年南風原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

南風原町個人情報保護条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあつては、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録の訂正の実施をした場合にあつては、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>